明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八七）　三
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八八）　四
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二八九）　五
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九〇）　六
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二九一）　六
〔府　令〕
○信用金庫法施行規則及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八二）　六
〔府令・省令〕
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一五）　八
○地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通六）　一〇
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一九）　一二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同二〇）　一三
〔省　令〕
○計量法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業六二）　一九
○装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（国土交通八四）　二三
○国土交通省関係地域再生法施行規則等の一部を改正する省令（同八五）　二四
〔告　示〕
○信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項から第六項まで、第百十五条第一項及び第二項並びに第百十七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（金融庁六六）　二五
○協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同六七）　二七
○労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示の一部を改正する件（金融庁・厚生労働一一）　二九
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二五八）　三〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二五九）　三一
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二六〇）　三二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同二六一）　三二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二六二）　三三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同二六三）　三三
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学一三〇）　三五
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同一三一）　三七
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一一七二）　四〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。